

第5章 計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進

(1) 協働による計画の推進

横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画の基本理念である『みんなが主役！みんなで作る 人にやさしいまち横手』を実現するためには、市民、地域、事業者等、社会福祉協議会、行政が、それぞれの役割を分担して福祉のまちづくりを進めていくことが必要です。

すべての市民が地域福祉を推進するための重要な資源であり、一人ひとりができること（自助）、隣近所、関係機関・団体などができること（共助）、公的機関の役割（公助）まで、地域にはどんな資源があるか知ることが大切です。

それぞれがその特徴や能力を活かし、自らの役割を認識して行動する協働による計画の推進を目指します。

(2) 計画の進行・管理

横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画は、関連する高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、障がい者福祉計画などと連携を図り、計画の進行・管理を行います。また、関連する事業などについては、それぞれの事業を実施する関係部局と連携して定期的の実態調査を実施し、計画の進捗状況や改善点を把握します。

「横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、計画の進行管理を含む評価体制を構築します。

(3) 計画の普及・啓発

横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画については、計画書および計画書の概要版、市報よこてや社協だより、ホームページなどによる広報を行い、内容の周知を図るとともに、現在横手市で行われている地域福祉の取り組み事例などを紹介していきます。

また、計画の策定にご協力をいただいた関係機関・団体などが活動している場を通じた普及・啓発をはじめ、自治会・町内会、民生委員・児童委員の集まりなど、様々な機会を活用してこの計画を説明し、理解と協力を求めています。

2 計画の評価

(1) 計画の評価

横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画を実効性のあるものとして推進していくために、様々な社会状況などを踏まえながら「PLAN（策定）→DO（実施）→CHECK（評価）→ACTION（見直し、更新）」を行い、次期計画の策定へとつなげていきます。

評価に当たっては、横手市総合計画における「まちづくり指標」として設定している、福祉施策の項目の「市民満足度」を向上させることを目標に、各施策を展開します。

■進行管理のPDCAサイクルのイメージ

